

1. 金額・条件等

(1) 根拠

13年4月、さくら銀行と住友銀行の合併により発足いたしました三井住友銀行におきましては、システム統合をはじめとする経営統合、経費削減・粗利益増強の両面における合併効果を着実に実現しつつ将来の更なる発展への基礎を固めてまいりましたが、三井住友銀行としての基礎固めに目処が付き、業務推進に拍車がかかってまいりましたことから、「最適グループ経営の実現」と「戦略事業の抜本的強化」の2点を主眼とする「グループ経営改革」の一環として、14年12月、三井住友銀行の株式移転により銀行持株会社「三井住友フィナンシャルグループ」を設立し、持株会社体制へ移行いたしました。

また、15年2月には高い成長ポテンシャルと十分な事業規模を有し、業務面において銀行業とのシナジーも見込まれる、三井住友カード、三井住友銀リース、日本総合研究所の3社を三井住友フィナンシャルグループの100%子会社として重点的に強化すると同時に、大和証券SMB C、大和住銀投信投資顧問を三井住友フィナンシャルグループの直接投資会社といたしました。

さらに、15年3月、三井住友フィナンシャルグループにおけるスモールビジネス及び個人向け金融機能の一層の強化を図るために、スモールビジネス、個人向け地域密着サービスに経営資源を集中し、高い専門性とローコストオペレーションのノウハウを強みとする独自のビジネスモデルを構築してきたわかしお銀行と、ブランド力、高度な金融サービス開発力、全国規模のネットワークを保有する三井住友銀行の合併を実施いたしました。また、この際の合併処理によって株式の含み損約7,000億円を解消するとともに、14年度におきまして、約1兆1,000億円の保有株式の売り切り、約5,000億円の減損処理を実施し、銀行経営の大きな不安定要因の一つであった株価変動リスクの大幅圧縮を実現いたしました。

上述の持株会社化に伴い経営形態に重大な変更が生じること、また三井住友銀行の「経営の健全化のための計画」(12年12月公表)について策定から2年を経過したことから、「経営健全化計画の見直しについての基本的考え方」(金融再生委員会、11年9月30日

付)及び「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令」第1条の2に基づき、三井住友銀行の「経営の健全化のための計画」を本計画に変更いたします。

なお、三井住友フィナンシャルグループは、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」第5条第4項の規定に従い、金融庁に対して、本計画の履行状況を報告してまいります。